

※ 提出書類確認シート ※

申請書類の不足がないかどうか確認する際にご利用ください。このシートは提出不要です。

★ 必ず提出が必要な書類

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	チェック欄
1	教育・保育給付認定（変更）申請書	なし	申請子ども1人につき1枚必要なため、きょうだい申請の場合、人数分の用意が必要。 1・2で両面印刷。	☐
2	認可保育所等利用申請書 ※1の裏面	なし	申請子ども1人につき1枚必要なため、きょうだい申請の場合、人数分の用意が必要。 1・2で両面印刷。	
3	児童状況確認票 ※裏面なし	なし	申請子ども1人につき1枚必要なため、きょうだい申請の場合、人数分の用意が必要。	☐
4	認可保育所等入所申請に関する同意書	なし	保護者氏名欄に署名が必要。 4・5で両面印刷。	☐
5	マイナンバー（個人番号）提出用紙 ※4の裏面	・申請保護者の本人確認書類 ・申請保護者の番号確認書類	郵送提出の場合はコピーを添付。窓口提出の場合は原本を持参し、窓口にて提示。4・5で両面印刷。	

★ 保育を必要とする事由に応じて保護者1名につき1つ提出が必要な書類 ※妊娠・出産要件の保護者については「出産予定連絡票」を提出

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	保護者1	保護者2
	就労証明書	【自営業主・自営業専従者・法人代表者など】 ・自営を証明する書類	記載誤りや記載漏れがないかを確認。証明者（代表者名）が自身・配偶者・子どもの祖父母の場合、自営を証明する書類の添付が必要。	☐	☐
	求職活動誓約書（兼 起業準備状況申告書）	・雇用保険受給者資格証など	同意が必要な項目を確認。		
	就学に関する調書	・在学証明書等 ・授業のカリキュラム等			
	疾病・障がいに関する調書	・障害者手帳 または ・診断書			
	介護・看護に関する調書	・障害者手帳 または ・診断書			

★ 該当する調整指数の加点を希望する場合に提出する書類 ※認可保育所等利用申請書の「調整指数の加点の申し出」欄にも✓をいれる

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	チェック欄
	育児休業からの復職に関する申出書	なし	保護者のいずれかが育児休業を取得中（取得予定）であり、条件に該当する場合に提出。	☐
	保育士等としての就労開始に関する申出書	なし	保育士・看護師で、条件に該当する場合に提出。	☐
	単身赴任に関する申出書	なし	保護者が単身赴任中（予定含む）であり、条件に該当する場合に提出。	☐
	児童の預かり実績証明書	【ファミサポ利用中の場合】 ・援助活動報酬領収書	認可外保育施設・一時預かり・ファミサポ等を利用中で、条件に該当する場合に提出。	☐

★ 該当する場合に提出する書類

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	チェック欄
	出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）	なし	妊娠・出産要件で申請する場合以外にも、出産予定がある場合に提出。産前産後期間は審査方法が変更になる。	☐
	ひとり親世帯に関する申立書	ひとり親等であることを証明する書類	ひとり親世帯等の場合、提出が必要。ひとり親世帯等の条件に該当しない場合、保護者2名分の要件書類が必要。	☐
	【市外在住者のみ】転入に関する申立書	・賃貸借契約書等 ・世帯全員の住民票等	市外在住者のみが対象。市外から茅ヶ崎市に転入予定がある場合は提出が必要。	☐
	【郵送申請のみ】返信用封筒（ご自身で用意してください）		110円切手の貼付必要。料金不足は受付不可。返送先の宛先（住所・氏名）記入必要。	☐

郵送用宛名キリトリ ✂

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市保育課 認定給付担当 宛	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市保育課 認定給付担当 宛
---	---

郵送用宛名は、保育課への郵送の際にご利用ください。
申請書類については茅ヶ崎市HPから取得できます。

